



平成25年度 経営情報

(平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日)

神奈川県医師信用組合

事業概況等

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り心から御礼申し上げます。
このたび、当組合の現況（平成25年度第64期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。



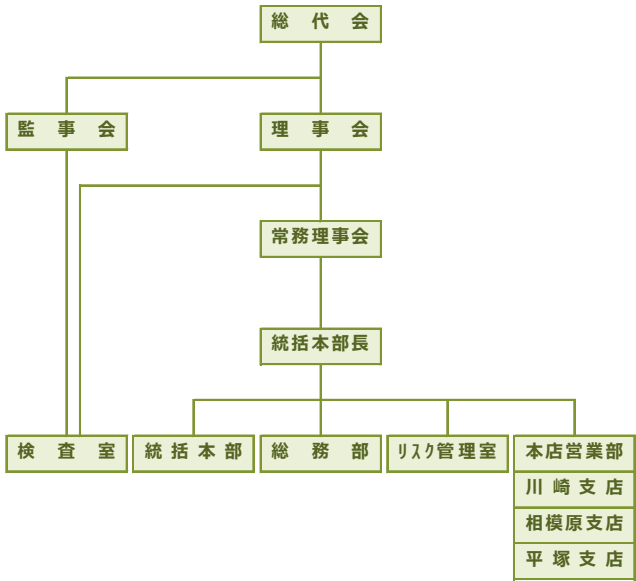
神奈川県医師信用組合は、設立以来、医療業界における相互扶助の精神に基づき、神奈川県医師会様をはじめ各郡市区医師会様、関係諸団体様ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関をめざしております。

今後も神奈川県医師信用組合は、皆さまにより充実した金融サービスをご提供できますよう、経営の健全性の確保と強固な経営基盤の確立に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

平成26年 7月

神奈川県医師信用組合
理事長 大久保 吉修

事業の組織



■常勤役員数（平成25年度末）

（単位：人）

部署等	役員			職員			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
本部	2	—	2	4	4	8	6	4	10
常務理事	1	—	1	—	—	—	1	—	1
統括本部	1	—	1	1	2	3	2	2	4
総務部	—	—	—	—	1	1	—	1	1
検査室	—	—	—	2	—	2	2	—	2
リスク管理室	—	—	—	1	1	2	1	1	2
本店営業部	—	—	—	12	9	21	12	9	21
川崎支店	—	—	—	6	4	10	6	4	10
相模原支店	—	—	—	5	3	8	5	3	8
平塚支店	—	—	—	6	2	8	6	2	8
合計	2	—	2	33	22	55	35	22	57

当組合のあゆみ

大正14年 1月	有限責任横浜市医師信用購買組合として設立
昭和 5年 3月	有限責任横浜市医師信用購買利用組合に変更
昭和12年 4月	保証責任横浜市医師信用購買利用組合に変更
昭和25年 2月	中小企業等協同組合法の施行に伴い神奈川県医師信用組合に改組
昭和34年10月	川崎市東 3丁目30番地に川崎支所を開設
昭和40年 4月	川崎市川崎区砂子 1丁目 5番地 3号に川崎支所を移転、名称を川崎支店と改める
昭和51年11月	総預金残高 100億円達成
昭和54年10月	相模原市中央 1丁目 9番地13号に相模原支店を開設
昭和56年12月	横浜市中区花咲町 2丁目69番地 4号に本店を新築移転
昭和62年 3月	平塚市立野町35番地13号に平塚支店を開設
昭和62年 9月	総預金残高 200億円達成
平成 3年10月	システム共同センター（SKC）に加盟
平成 4年 9月	総預金残高 300億円達成
平成 8年 3月	総預金残高 400億円達成
平成11年 3月	総預金残高 500億円達成
平成12年10月	総預金残高 600億円達成
平成14年 5月	総預金残高 700億円達成
平成15年 5月	総預金残高 800億円達成
平成16年 3月	インターネット・バンキング取扱開始
平成17年 2月	総預金残高 900億円達成
平成22年 4月	総預金残高 1,000億円達成
平成24年 9月	総預金残高 1,100億円達成
平成25年12月	貸出金残高 300億円達成

役員一覧

理事長	大久保 吉修	理事	久保田 亘
常務理事	高橋 章	理事	浅野 高嶺
常務理事	黒沢 恒平	理事	内藤 英二
常務理事	武川 慶孝	理事	岡野 敏明
常務理事	古谷 正博	常勤理事	朝野 誠
常務理事	須佐 隆一	監事	鈴木 重光
理事	中江 清光	監事	吉田 正
理事	榊原 光利	監事	宮川 政久
理事	朝倉 茂夫	員外監事	石渡 宏道
理事	新納 憲司		
理事	戸塚 武和		
理事	嶽間 沢昌和		
理事	高野 繁		
理事	近藤 正樹		
理事	澤井 博司		
理事	進藤 邦彦		

（単位：人）

平成25年度末役員数	
理事	21
監事	4
合計	25

事業概況等

総代会について

■総代会の仕組みと機能

組合員の中から組合員の代表となる総代を選出し、総会に代わる総代会（原則年 1回開催）に出席して、信用組合の重要事項を決議します。

■総代の役割

総代は、組合員の代表として組合員の総意を信用組合の経営に反映する重要な役割を担っています。したがって、総代会において発言権及び議決権を有し、役員の選出、決算の承認、定款の変更など、信用組合の重要事項を決議します。

■総代の選出方法

総代選挙規程に基づき、神奈川県内の21の選挙区に総代定数を定め、各選挙区ごとに選挙または推薦により選出されます。

■総代の任期、定数

総代の任期は 2年となっています。また、総代の定数は 100人以上 110人以内です。選挙区別の定数は、選挙区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しています。

■第64期通常総代会（平成26年6月25日開催）の決議事項

第 1号議案 平成25年度業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分（案）承認の件

第 2号議案 平成26年度事業計画及び収支予算（案）承認の件

第 3号議案 平成26年度理事・監事報酬承認の件

そ の 他 新本店建設事業の報告（総代会閉会后）

■総代のご紹介

（任期：平成25年4月26日～平成27年4月25日）

選挙区			定数	総代数	総代氏名（敬称略）									
1	横浜市	中区	5人	5人	向山 秀樹	井上 敦	野崎 正之	土岐 裕	川俣 和博					
2		西区	3人	3人	進藤 邦彦	石井 久淑	松島 誠							
3		南区	3人	3人	北濱 正	鳥山 直温	榊原 光利							
4		港南区	2人	2人	山崎 具基	中島 啓雅								
5		神奈川区	4人	4人	矢島 保道	新納 憲司	村瀬 雄二	藤江 武昭						
6		鶴見区	5人	5人	古谷 正博	佐々木啓吾	橋本 英昭	小池 均	佐藤 忠昭					
7		港北区、都筑区	6人	6人	内藤 英二	内藤 哲夫	大山 学	熊田 隆夫	水野 恭一	荏原 光夫				
8		緑区、青葉区	4人	4人	澤井 博司	加藤 勲	山本 俊夫	二宮 浩						
9		保土ヶ谷区	3人	3人	山口 哲顕	吉田 正	浅野 高嶺							
10		旭区	3人	3人	八ツ橋輝海	加行 尚	相澤 一喜							
11		磯子区	3人	3人	箕原 豊	伴 孝	八十田敏男							
12		金沢区	2人	2人	山口 茂光	堀内 孝一								
13		戸塚区、栄区、泉区	4人	4人	新海 行子	戸塚 武和	吉田 義幸	嶽間沢昌和						
14		瀬谷区	1人	1人	田村 聡									
15	川崎市		22人	22人	田中 忠一	宮川 政久	高橋 章	高野 繁	竹本 桂一	馬嶋 正剛				
					菊岡 正和	小林 睦生	羽鳥 裕	木村美根雄	宮川 弘一	岡野 敏明				
					片岡 正	村山 均	亀谷雄一郎	野口 肇	石井 貴士	丸田 桂子				
					岡坂 健一	大森 尚文	荒井 康男	中岡 康						
16	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡		2人	2人	中江 清光	三屋 公紀								
17	鎌倉市、藤沢市		7人	7人	朝倉 茂夫	数野 隆人	木島 英夫	山川ふみ子	別府 倫兄	高井 昌彦				
					正山 堯									
18	平塚市、茅ヶ崎市、中郡、秦野市、伊勢原市、高座郡		10人	10人	大久保吉修	武川 慶孝	北原 實衛	丸山 徳二	新関 寛二	久保田 亘				
					永樂 仁	坂間 晃	山田 眞一	月江 英一						
19	小田原市、足柄上郡、足柄下郡、南足柄市		5人	5人	横田俊一郎	山田 純一	石井 出	伊藤 進	鈴木 重光					
20	相模原市、厚木市、愛甲郡		12人	12人	黒沢 恒平	近藤 正樹	桐生 迪介	土屋 章	大山 宜秀	黒河内三郎				
					吉武 泰俊	川村 芳弘	山下 友義	石井 泰平	笹生 正人	細田 稔				
21	大和市、座間市、海老名市、綾瀬市		4人	4人	小野寺美津雄	高橋裕一郎	山下 恵代	廣井 基祥						
合 計			110人	110人										

事業概況等

報酬体系について

■対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

【報酬体系の概要】

・基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度を決定しています。そのうえで、各理事及び各監事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事及び各監事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会（監事出席）において決定しています。

・退職慰労金

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払額算定方法

【報酬等の支払額】

①平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：千円）

区 分	支払人数	支払総額
理 事	24 人	75,084
基本報酬	26 人	44,610
賞 与	24 人	24,183
退職慰労金	25 人	6,291
監 事	4 人	2,455
基本報酬	4 人	880
賞 与	4 人	1,451
退職慰労金	4 人	124
合 計	28 人	77,540

*1. 対象役員は、期中に退任した役員を含んでいます。

*2. 「賞与」は、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

*3. 「退職慰労金」は、当年度に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

②役員に対する報酬

（単位：千円）

区 分	支払人数	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	24 人	68,196	74,000
監 事	4 人	2,332	3,000
合 計	28 人	70,528	77,000

*1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

*2. 支払人数は、退任役員を含んでいます。

*3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事2,471千円、監事一千円です。

【その他】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

*1. 対象職員等には、退職した者も含めています。

*2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

*3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規則」及び「退職給与金規則」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

事業方針

■経営理念 …… 地域医療の発展に奉仕します。

神奈川県内の医師とその関係者のため、相互扶助の精神に基づく金融円滑化を通じて経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図り地域医療の発展に貢献いたします。

■経営方針 …… 健全経営に徹します。

業域信用組合としての社会的使命を果たすべく、経営の健全性確保に努め、強固な経営基盤を確立し、医業界の発展に貢献いたします。

■当組合の経営姿勢と考え方

【経営の健全性の確保】

融資業務においては、小口・多数主義による信用リスクの分散を図りながら積極的な増強運動を展開し、安定収益の確保に努めます。また、有価証券等による余資運用は、各種リスク等を考慮した厳正な運用・管理に努めます。

【強固な経営基盤の確立】

医師系業域信用組合の特性である医師会組織の活用と、各医師会、関連団体等との交流により相互理解を深め、医業界における存在価値の向上に努めます。

【人材の育成】

人材の育成は、経営の根幹にかかわる重要な課題であることを認識し、お客様からさらに信頼される信用組合を目指すため、職員の資質の向上に努めます。

平成25年度事業 経営環境・事業概況

■事業方針

金融機関の本来業務である融資増強を最重点目標とし、収益構造の強化に努めました。また、余資運用は確定利回り商品を基本とし、安全性、流動性、収益性のバランスを加味した効率的運用に努めました。

■償却及び引当の方針

健全経営を確保するため、自己査定により区分した破綻先債権及び実質破綻先債権はもちろんのこと、破綻懸念先債権においても、担保等により保全されていない部分に対して100%の貸倒引当金を計上するなど、不良債権に対する措置は万全を期しております。

■金融経済環境

平成25年度の我が国の経済を振り返りますと、安倍政権の下、大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略のいわゆる「三本の矢」による政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心とした景気回復の動きが広がってまいりました。また、それに伴い企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、消費者物価(総合)は、日本銀行の量的・質的金融緩和の効果等から5年ぶりに上昇に転じるなど、長らく続いたデフレからの脱却に期待が持てる年であったと思います。

しかしながら、一昨年まで緊迫していた欧州債務問題が和らいだとはいえ、新たに米国の量的緩和やウクライナ問題、さらに中国問題等は今後の我が国経済に与える影響が大きく、本年度におきましても引き続き楽観できる状況ではないと考えております。また、金融界におきましては、今後の少子高齢化・人口の偏在に伴い、特に地域金融機関の5

年後、10年後の在り方やビジネスモデルの変換など厳しい対応を迫られております。その結果、神奈川県におきましても他県を地盤とする地域金融機関の融資攻勢が激しさを増すなど、非常に厳しい環境となっております。

一方、我々医療業界におきましては、昨年度は「平成26年度診療報酬改定」が最大の関心事でございました。特に「国は、控除対象外消費税負担分を診療報酬改定にどう盛り込んでくれるか。」につきましては、今後の医療機関の経営にとって大きな問題となっております。改定結果は既にご承知のとおり、先生方にとりましては、消費税増税負担を加味すると6年ぶりの実質マイナス改定となったわけでございます。今後、さらに10%への消費税増税を考えますと、医療機関の経営は益々圧迫され、先生方が安心して地域医療に取り組んでいただけるための最低限の生活環境をも阻害しかねないのではないかと危惧しております。以上のような厳しい経営環境の中で、平成25年度の当組合の業績は、以下の諸計数に示すとおり、当期末は、総預金、貸出金、そして最終利益である当期純利益のすべてにおいて、前年度の実績を上回るというバランスのとれた成果をあげることができました。

■主な業績

【預金積金】

前期末比 910百万円増加し、期末残高は 111,805百万円となりました。(対前期末比 0.82%増)

【貸出金】

前期末比 4,624百万円増加し、期末残高は31,867百万円となりました。(対前期末比 16.97%増)

【経常利益】

前期比 4百万円増加し、当期計上額は 430百万円となりました。(対前期比 1.00%増)

【当期純利益】

前期比 10百万円増加し、当期計上額は 302百万円となりました。(対前期比 3.76%増)

【自己資本比率】

前期末比0.08%増加し、当期末値は17.75%となりました。

■事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

信用組合業界を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増す中であって、当組合は「医業界の相互扶助」という経営理念の下さらなる健全経営を推進し、組合員の生活の安定・向上に取り組むことは勿論のこと、組合員に対する金融サービスを通じて医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療や介護・福祉事業の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいりたいと存じます。

トピックス

- ・平成25年 4月 新本店建設事業「基本協定」締結
- ・平成25年11月 新本店「土地付区分建物売買契約」締結

組合員の推移

(単位:人)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
個 人	3,298	3,346
法 人	730	779
合 計	4,028	4,125

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度	科 目	平成24年度	平成25年度
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	232,046	341,649	預金積金	110,895,664	111,805,938
預け金	61,292,726	55,835,644	当座預金	110,781	155,518
有価証券	30,606,656	32,927,015	普通預金	44,106,830	45,204,190
国 債	19,378,800	21,705,950	貯蓄預金	1,364,408	1,306,782
地方債	—	1,503,850	通知預金	32,812	34,812
社 債	8,725,746	7,715,105	定期預金	55,344,285	56,060,471
株 式	2,110	2,110	定期積金	9,196,399	8,248,700
その他の証券	2,500,000	2,000,000	その他の預金	740,147	795,462
貸出金	27,243,236	31,867,396	その他負債	363,242	306,480
手形貸付	17,992	1,100,589	未決済為替借	22,501	16,965
証書貸付	27,053,025	30,617,118	未払費用	80,494	56,413
当座貸越	172,219	149,688	給付補填備金	57,314	50,782
その他資産	506,580	473,907	未払法人税等	132,703	124,508
未決済為替貸	2,266	1,883	前受収益	23	742
全信組連出資金	196,300	196,300	職員預り金	53,538	45,875
前払費用	196	—	リース債務	6,802	1,889
未収収益	251,549	237,707	資産除去債務	2,992	2,992
その他の資産	56,268	38,016	その他の負債	6,872	6,311
有形固定資産	1,127,173	529,966	賞与引当金	25,907	24,624
建 物	63,454	54,771	役員賞与引当金	8,843	9,440
土 地	1,050,924	382,549	退職給付引当金	141,100	139,644
リース資産	6,424	1,889	役員退職慰労引当金	23,772	27,716
建設仮勘定	—	84,055	睡眠預金払戻損失引当金	647	1,874
その他の有形固定資産	6,370	6,700	繰延税金負債	176,074	118,817
無形固定資産	1,027	1,729	再評価に係る繰延税金負債	56,913	53,442
ソフトウェア	—	701	債務保証	31,186	27,842
その他の無形固定資産	1,027	1,027			
債務保証見返	31,186	27,842			
貸倒引当金	△454,627	△432,881			
(うち個別貸倒引当金)	(△445,028)	(△427,356)			
			負 債 の 部 合 計	111,723,351	112,515,819
			(純資産の部)		
			出資金	201,007	201,648
			普通出資金	201,007	201,648
			利益剰余金	7,913,546	8,203,914
			利益準備金	201,007	201,007
			その他利益剰余金	7,712,539	8,002,907
			特別積立金	7,350,000	7,650,000
			当期末処分剰余金	362,539	352,907
			組合員勘定計	8,114,553	8,405,562
			その他有価証券評価差額金	624,213	523,530
			土地再評価差額金	123,887	127,359
			評価・換算差額等計	748,101	650,889
			純 資 産 の 部 合 計	8,862,654	9,056,451
資 産 の 部 合 計	120,586,006	121,572,270	負債及び純資産の部合計	120,586,006	121,572,270

■貸借対照表とは、信用組合の財政状態を表したもので、資金の調達・運用・純資産の内容などを示しています。

*記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。また、計数が無い勘定科目は省略しています。以下の各表についても同様です。

■ 貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 …………… 平成11年 3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 …………… 201 百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 …………… 382 百万円
同法律第 3条第 3項に定める再評価の方法 …………… 固定資産税評価額
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 …… 68 百万円
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 …… 3年～47年
その他 …… 3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4号）に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）の協力の下にプロジェクトチーム及び常務理事会（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき、必要額を計上しております。また、当組合は、中小企業退職金共済制度及び複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年 3月31日現在）
- | | |
|----------------|-------------------|
| 年金資産の額 | 320,555百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | <u>321,338百万円</u> |
| 差引額 | △782百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日）
- 0.350 %
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高31,358百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は、当期において特別掛金 7百万円を拠出しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 …… 181百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 496百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権に該当するものはなく、延滞債権額は 468百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の支払いは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。のうちの、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第 1項第 3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権に該当するものはありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は489百万円であります。なお、17. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。
22. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

- | | | |
|------------------|-------|--------|
| 担保提供している資産 …………… | 預 け 金 | 500百万円 |
| 担保資産に対応する債務 …… | 当座借越 | － 百万円 |
- 上記のほか、公金取扱のために現金 1百万円、為替取引のために預け金 1,500百万円を担保として提供しております。
23. 出資 1口当たりの純資産額 …………… 44,912円18銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務の金融業務を行っております。また、資金運用として有価証券等の運用を行なっております。このため、金利変動等の影響により、財務状況の大きな変動を軽減するため、資産及び負債の統一的リスク管理を行っております。また、有価証券の一部において、複合型金融商品を保有しております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として神奈川県内の医療従事者向けの貸出金、有価証券、預け金等です。有価証券は、国債を中心とした債券であり、本業である貸出金業務による収益の補完として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。円貨建外国証券については、複合型金融商品であり、為替変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスク管理諸規程に則り、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し信用リスクの管理を行っております。これらの与信管理は、各営業店のほかリスク管理室により行われ、また、定期的に経営陣による貸付審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、検査室・リスク管理室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、リスク管理室において、信用格付け機関の格付け及び債券の時価を定期的に精査することで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- i 金利リスクの管理
- 当組合は、統合的リスク管理の中で金利変動リスクを管理しております。統合的リスク管理に関する規則及び統合的リスク管理表作成要領において、リスクの管理方法や手続の詳細を明記しております。また、統合的リスク管理に関する方針を業務運営委員会及び資産運用プロジェクト会議において協議し、理事会では、その実施状況を把握のうえ、今後の対応等について協議を行っております。日常的には、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ストレステスト等の手法によりリスク管理室がモニタリングを行っております。また、同室は半期ごとにその結果を理事会に報告しております。
- ii 為替リスクの管理
- 当組合は、為替リスクで時価が変動する外国証券を保有しております。為替リスクに晒されている外国証券については、個別の時価を毎月把握し統合的リスクの中で為替リスクを管理しております。
- iii 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、半期に一度、理事会において有価証券運用基準の見直しを行い、保有限度額の設定のほかアラームポイントの設定等を定め、価格変動リスクの軽減に努めております。同基準に基づき毎週 1回、資産運用プロジェクト会議で運用方針等の協議を行っております。また、リスク管理室では、同基準に従った適切な運用がなされているかについて継続的なモニタリングを通じ検証するなど、厳格なリスク管理に努めております。これらの情報はリスク管理室を通じ、理事会において定期的に報告されております。
- iv 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金、預金及び定期積金であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末時点の金利の合理的な予想変動幅（保有期間 1年、過去 5年の観測期間で計測される99％タイル値）を用いた経済価値の変動額を金利リスク量と定義付け、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。当該変動幅の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利と変動金利に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当該事業年度末現在の99％タイル値を用いた経済価値は 241百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、適時、適切に資金管理を行うほか、全国信用協同組合連合会の緊急融資枠管理及び支払準備率管理により流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年 3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）、また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

		(百万円)		
科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
(1) 預け金	(* 1)	55,835	55,759	△76
(2) 有価証券				
満期保有目的の債券	9,213	9,351		137
その他有価証券	23,711	23,711		－
(3) 貸出金	(* 1)	31,867		
貸倒引当金	(* 2)	△432		
		31,434	31,645	210
金融資産計		120,195	120,467	272
(1) 預金積金	(* 1)	111,805	111,840	△34
金融負債計		111,805	111,840	△34

(* 1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金額控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額。

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(百万円)

区 分	貸借対照表 計 上 額
非上場株式	2
全国信用協同組合連合会出資金	196
合 計	198

*非上場株式、全国信用協同組合連合会出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

■時価が貸借対照表計上額を超えるもの (百万円)

種 別	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	6,203	6,403	200
そ の 他	—	—	—
小 計	6,203	6,403	200

■時価が貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)

種 別	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	1,009	991	△17
そ の 他	2,000	1,955	△44
小 計	3,009	2,947	△62
合 計	9,213	9,351	137

(注) 時価は当事業年度末における市場価額等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

(4) その他有価証券

■貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)

種 別	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	21,714	20,989	725
国 債	20,709	19,989	720
地 方 債	503	500	3
短期社債	—	—	—
社 債	501	500	1
そ の 他	—	—	—
そ の 他	—	—	—
小 計	21,714	20,989	725

■貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)

種 別	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	1,996	2,001	△4
国 債	996	999	△3
地 方 債	1,000	1,001	△1
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
そ の 他	—	—	—
小 計	1,996	2,001	△4
合 計	23,711	22,990	721

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(百万円)

売却価額	売 却 益	売 却 損
10,116	151	7

29. 当期中に、保有目的を変更した有価証券はありません。

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は

次のとおりであります。

(百万円)

種 別	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10 年以内	10 年 超
債 券	501	6,729	23,193	2,500
国 債	—	4,224	17,481	—
地 方 債	—	—	1,503	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	501	2,504	4,208	500
そ の 他	—	—	—	2,000
そ の 他	—	—	—	—
合 計	501	6,729	23,193	2,500

31. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが67百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(1) (百万円)

繰延税金資産	78
貸倒引当金損金算入限度超過額	117
退職給付引当金損金算入限度超過額	38
役員退職慰労引当金	7
賞与引当金	6
未払費用額（賞与引当金社会保険料）	1
睡眠預金払戻損失引当金	0
固定資産減価償却限度超過額	15
事業税額	7
資産除去債務	0
その他有価証券評価差額	—
その他	—
繰延税金資産小計	195
評価性引当額△	△116
繰延税金負債	197
その他有価証券評価差額	197
その他	—
繰延税金資産の純額	118

(2) 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年 3月31日に公布され、平成26年 4月 1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年 4月 1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 29.18%から 27.40%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1百万円減少（繰延税金負債は12百万円減少）し、その他有価証券評価差額金は12百万円増加し、法人税等調整額は1百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 3百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
経常収益	1,413,168	1,369,797
資金運用収益	1,074,528	1,098,922
貸出金利息	504,649	504,845
預け金利息	192,422	147,879
有価証券利息配当金	351,121	429,165
その他の受入利息	26,334	17,032
役務取引等収益	70,701	72,588
受入為替手数料	56,921	57,371
その他の役務収益	13,779	15,216
その他業務収益	261,674	169,164
国債等債券売却益	235,672	151,989
その他の業務収益	26,002	17,174
その他経常収益	6,264	29,122
貸倒引当金戻入益	5,619	21,746
償却債権取立益	10	10
その他の経常収益	633	7,365
経常費用	986,569	938,893
資金調達費用	210,561	145,184
預金利息	158,243	107,253
給付補填備金繰入額	51,783	37,391
借入金利息	—	35
その他の支払利息	535	503
役務取引等費用	33,392	36,421
支払為替手数料	18,709	20,024
その他の役務費用	14,683	16,396
その他業務費用	15	7,744
国債等債券売却損	—	7,571
その他の業務費用	15	173
経 費	742,445	748,316
人件費	475,711	480,314
物件費	251,966	256,249
税 金	14,768	11,751
その他経常費用	153	1,226
その他の経常費用	153	1,226
経常利益	426,598	430,904

科 目	平成24年度	平成25年度
税引前当期純利益	424,887	430,904
法人税、住民税及び事業税	134,614	126,123
法人税等調整額	△1,168	2,352
法人税等合計	133,445	128,475
当期純利益	291,441	302,428
繰越金（当期首残高）	71,098	50,479
当期末処分剰余金	362,539	352,907

■ 損益計算書とは、信用組合の経営成績を表したもので、期中における収益・費用・利益の状況を示しています。

*1. 以下の注記は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

*2. 出資１口当たりの当期純利益 …… 1,504円17銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剰余金	362,539	352,907
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	312,060	312,704
利益準備金	—	641
普通出資に対する配当金	12,060	12,063
（配当率）	（ 年6％の割合 ）	（ 年6％の割合 ）
特別積立金	300,000	300,000
（うち目的積立金）	—	—
繰越金（当期末残高）	50,479	40,202

経理・経営内容

確認書

確認書

私は、当組合の平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日までの第64期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年 5月28日

神奈川県医師信用組合

理事長

大久保 吉彦



経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
人件費	475,711	480,314
報酬給料手当	361,069	364,111
退職給付費用	43,132	41,465
その他	71,508	74,737
物件費	251,966	256,249
事務費	91,206	100,669
固定資産費	23,600	25,609
事業費	22,365	24,415
人事厚生費	14,901	14,519
預金保険料	72,952	75,695
減価償却費	26,939	15,340
税 金	14,768	11,751
固定資産税	4,318	5,463
印紙税	3,264	3,524
登録免許税	2,498	—
消費税	2,182	2,764
その他諸税	2,504	—
経費合計	742,445	748,316

独立監査人による監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5条の 8第 3 項に規定する特定信用組合には該当せず、法定監査を受ける義務はありませんが、計算書類等（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書）については、独立監査人である「新日本有限責任監査法人」が、同規定に準ずる監査を行っています。

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
役務取引等収益	70,701	72,588
受入為替手数料	56,921	57,371
その他の受入手数料	13,779	15,216
役務取引等費用	33,392	36,421
支払為替手数料	18,709	20,024
その他の支払手数料	1,478	1,532
その他の役務取引等費用	13,205	14,863

粗 利 益

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	863,966	953,738
資金運用収益	1,074,528	1,098,922
資金調達費用	210,561	145,184
役務取引等収支	37,308	36,167
役務取引等収益	70,701	72,588
役務取引等費用	33,392	36,421
その他業務収支	261,658	161,419
その他業務収益	261,674	169,164
その他業務費用	15	7,744
業務粗利益	1,162,933	1,151,324
業務粗利益率	0.99 %	0.96 %

*1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しますが、前期・当期とも金銭の信託の運用実績はなく、同費用は発生していません。

*2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
受取利息の増減	△ 70,026	24,394
支払利息の増減	△ 60,527	△ 65,377

業務純益

(単位:千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
業務純益	452,247	435,058

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	1,440,613	1,376,358	1,332,808	1,413,168	1,369,797
経常利益	351,915	287,084	289,336	426,598	430,904
業務純益	382,598	298,171	268,451	452,247	435,058
当期純利益	275,579	198,173	185,512	291,441	302,428
預金積金残高	99,774,134	103,991,273	107,256,608	110,895,664	111,805,938
貸出金残高	28,325,635	27,393,664	26,099,566	27,243,236	31,867,396
預け金残高	56,429,928	60,189,050	64,757,272	61,292,726	55,835,644
有価証券残高	22,637,185	24,383,590	24,747,136	30,606,656	32,927,015
総資産額	108,235,398	112,713,858	116,431,249	120,586,006	121,572,270
純資産額	7,755,469	8,045,625	8,416,780	8,862,654	9,056,451
自己資本額	7,553,812	7,737,450	7,917,266	8,193,452	8,480,384
自己資本比率（単体）	17.65 %	17.81 %	18.44 %	17.67 %	17.75 %
出資総額	200,703	200,709	201,007	201,007	201,648
出資総口数	200,703 口	200,709 口	201,007 口	201,007 口	201,648 口
出資に対する配当金	12,032	12,042	12,052	12,060	12,063
職員数	59 人	61 人	61 人	59 人	55 人

* 残高計数は期末日現在のものです。

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利 回	備 考
資金運用勘定	平成24年度	117,129,552	1,074,528	0.91 %	
	平成25年度	119,018,766	1,098,922	0.92 %	
うち貸出金	平成24年度	26,160,305	504,649	1.92 %	
	平成25年度	29,244,473	504,845	1.72 %	
うち預け金	平成24年度	65,262,379	192,422	0.29 %	
	平成25年度	57,979,782	147,879	0.25 %	
うち金融機関貸付等	平成24年度	—	—	— %	
	平成25年度	—	—	— %	
うち有価証券	平成24年度	25,493,674	351,121	1.37 %	
	平成25年度	31,588,089	429,165	1.35 %	
うちその他	平成24年度	213,193	26,334	12.35 %	
	平成25年度	206,421	17,032	8.25 %	
資金調達勘定	平成24年度	109,765,957	210,561	0.19 %	
	平成25年度	111,562,459	145,184	0.13 %	
うち預金積金	平成24年度	109,703,558	210,026	0.19 %	
	平成25年度	111,496,747	144,645	0.12 %	
うち譲渡性預金	平成24年度	—	—	— %	
	平成25年度	—	—	— %	
うち借入金	平成24年度	—	—	— %	
	平成25年度	10,958	35	0.31 %	
うちその他	平成24年度	53,514	535	0.99 %	
	平成25年度	50,402	503	0.99 %	

* 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（平成24年度 262百万円、平成25年度 261百万円）を控除して表示しています。

* 2. 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高を控除して表示しますが、前期・当期とも金銭の信託の運用実績はなく、同見合額は発生していません。

経理・経営内容

有価証券の時価情報

(単位:百万円)

満期保有目的の債券	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,704	7,911	206	6,203	6,403	200
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	7,704	7,911	206	6,203	6,403	200
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	511	508	△2	1,009	991	△17
	その他	2,500	2,284	△215	2,000	1,955	△44
	小 計	3,011	2,793	△217	3,009	2,947	△62
合 計		10,716	10,704	△11	9,213	9,351	137

*1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいています。

*2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託（当組合は保有していません。）等です。

*3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めていません。

(単位:百万円)

その他有価証券	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	19,888	19,007	881	21,714	20,989	725
	国 債	19,378	18,506	871	20,709	19,989	720
	地方債	—	—	—	503	500	3
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	509	500	9	501	500	1
	その他	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	19,888	19,007	881	21,714	20,989	725
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	1,996	2,001	△4
	国 債	—	—	—	996	999	△3
	地方債	—	—	—	1,000	1,001	△1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	1,996	2,001	△4
合 計		19,888	19,007	881	23,711	22,990	721

*1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいています。

*2. 上記の債券のうち「その他」は、外国証券及び投資信託（当組合は保有していません。）等です。

*3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表には含めていません。

(単位:百万円)

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	貸借対照表計上額	
	平成24年度	平成25年度
非上場株式	2	2
全国信用協同組合連合会出資金	196	196
合 計	198	198

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度
国債等債券売却益	235	151
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	26	17
その他業務収益合計	261	169

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.36	0.35
総資産当期純利益率	0.24	0.25

* 総資産経常（当期純）利益率

$$= \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分		平成24年度	平成25年度
預貸率	期 末	24.56	28.50
	期中平均	23.84	26.22
預証率	期 末	27.59	29.45
	期中平均	23.23	28.33

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
資金運用利回 (A)	0.91	0.92
資金調達原価率 (B)	0.83	0.77
総資金利鞘 (A - B)	0.08	0.15

職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
職員1人当たりの預金残高	1,879	2,032
職員1人当たりの貸出金残高	461	579

1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
1店舗当たりの預金残高	27,723	27,951
1店舗当たりの貸出金残高	6,810	7,966

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	45,781	41.7 %	47,041	42.2 %
定期性預金	63,922	58.3 %	64,455	57.8 %
譲渡性預金	—	— %	—	— %
その他の預金	—	— %	—	— %
合 計	109,703	100.0 %	111,496	100.0 %

預金者別預金残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	67,552	60.9 %	67,022	59.9 %
法 人	43,342	39.1 %	44,783	40.1 %
一般法人	42,848	38.6 %	44,372	39.7 %
金融機関	486	0.4 %	398	0.4 %
公 金	7	0.0 %	12	0.0 %
合 計	110,895	100.0 %	111,805	100.0 %

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利定期預金	55,344	56,060
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	55,344	56,060

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	— %	—	— %
手形貸付	14	0.1 %	220	0.8 %
証書貸付	25,960	99.2 %	28,862	98.7 %
当座貸越	185	0.7 %	161	0.6 %
合 計	26,160	100.0 %	29,244	100.0 %

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	3,899	14.3 %	5,013	15.7 %
設備資金	23,344	85.7 %	26,853	84.3 %
合 計	27,243	100.0 %	31,867	100.0 %

貸出金業種別残高

(単位:百万円)

業 種	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
卸売業、小売業	95	0.3 %	66	0.2 %
医療、福祉	27,148	99.7 %	31,801	99.8 %
小 計	27,243	100.0 %	31,867	100.0 %
地方公共団体	—	— %	—	— %
合 計	27,243	100.0 %	31,867	100.0 %

*業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	増減額	金 額	増減額
一般貸倒引当金	9	△3	5	△4
個別貸倒引当金	445	△2	427	△17
合 計	454	△5	432	△21

*当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っていません。

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利貸出	7,592	8,601
変動金利貸出	19,650	23,266
合 計	27,243	31,867

貸出金償却

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
貸出金償却	—	—

資金運用

担保別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成24年度	2,111	7.7 %	—
	平成25年度	1,917	6.0 %	—
有価証券	平成24年度	—	— %	—
	平成25年度	—	— %	—
不動産	平成24年度	20,712	76.0 %	31
	平成25年度	26,325	82.6 %	27
その他	平成24年度	—	— %	—
	平成25年度	—	— %	—
小 計	平成24年度	22,824	83.8 %	31
	平成25年度	28,242	88.6 %	27
信用保証協会・信用保険	平成24年度	2,324	8.5 %	—
	平成25年度	2,496	7.8 %	—
保 証	平成24年度	2,094	7.7 %	—
	平成25年度	1,128	3.5 %	—
信 用	平成24年度	—	— %	—
	平成25年度	—	— %	—
合 計	平成24年度	27,243	100.0 %	31
	平成25年度	31,867	100.0 %	27

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	15,237	59.8 %	20,292	64.2 %
地方債	—	— %	341	1.1 %
社 債	7,460	29.3 %	8,461	26.8 %
株 式	2	0.0 %	2	0.0 %
外国証券	2,793	11.0 %	2,490	7.9 %
合 計	25,493	100.0 %	31,588	100.0 %

*当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1 年 以 内	1 年 超 3 年 以 内	3 年 超 5 年 以 内	5 年 超 7 年 以 内	7 年 超 10 年 以 内	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	平成24年度	—	—	1,601	4,829	12,947	—	—	19,378
	平成25年度	—	521	3,702	3,187	14,294	—	—	21,705
地方債	平成24年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—	1,503	—	—	1,503
社 債	平成24年度	—	509	1,806	3,311	2,598	500	—	8,725
	平成25年度	501	—	2,504	1,909	2,298	500	—	7,715
株 式	平成24年度	—	—	—	—	—	—	2	2
	平成25年度	—	—	—	—	—	—	2	2
外国証券	平成24年度	—	—	—	—	—	2,500	—	2,500
	平成25年度	—	—	—	—	—	2,000	—	2,000
合 計	平成24年度	—	509	3,407	8,140	15,546	3,000	2	30,606
	平成25年度	501	521	6,207	5,097	18,096	2,500	2	32,927

資金運用

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (B+C) (D)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金 引 当 率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	459	14	445	459	100.00 %	100.00 %
	平成25年度	423	12	411	423	100.00 %	100.00 %
危険債権	平成24年度	31	31	—	31	100.00 %	— %
	平成25年度	45	29	15	45	100.00 %	100.00 %
要管理債権	平成24年度	27	—	5	5	21.01 %	21.01 %
	平成25年度	20	—	1	1	8.98 %	8.98 %
不良債権計	平成24年度	518	46	450	496	95.86 %	95.46 %
	平成25年度	489	41	429	470	96.17 %	95.81 %
正常債権	平成24年度	26,773					
	平成25年度	31,414					
合 計	平成24年度	27,291					
	平成25年度	31,903					

不良債権比率	
平成24年度	1.89 %
平成25年度	1.53 %

- *1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- *2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に基づく債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- *3. 「要管理債権」とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出債権です。
- *4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権です。
- *5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- *6. 「貸倒引当金(C)」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

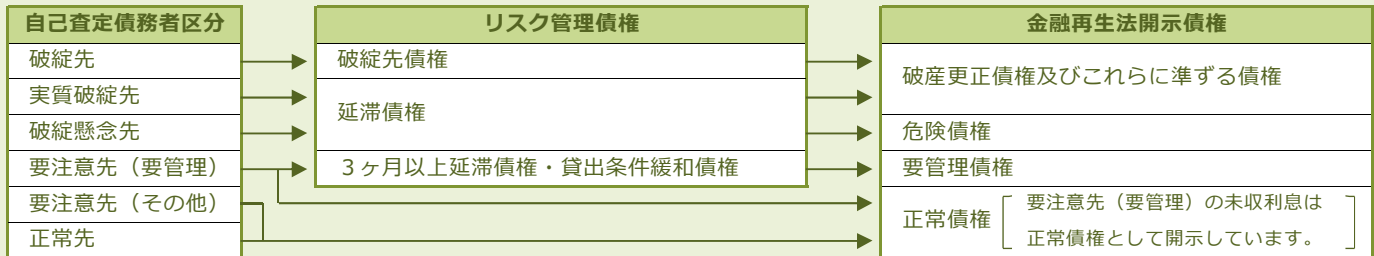
区 分		残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (B+C) (D)	保全率 (D) / (A)	備 考
破綻先債権	平成24年度	—	—	—	—	— %	
	平成25年度	—	—	—	—	— %	
延滞債権	平成24年度	491	46	445	491	100.00 %	
	平成25年度	468	41	427	468	100.00 %	
3ヶ月以上延滞債権	平成24年度	—	—	—	—	— %	
	平成25年度	—	—	—	—	— %	
貸出条件緩和債権	平成24年度	27	—	5	5	21.01 %	
	平成25年度	20	—	1	1	8.98 %	
合 計	平成24年度	518	46	450	496	95.86 %	
	平成25年度	489	41	429	470	96.17 %	

- *1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、破産法などの法的手続が取られている債務者や手形交換所の取引停止処分を受けた債務者などに対する貸出金です。
- *2. 「延滞債権」とは、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- *3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く。）です。
- *4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権を除く。）です。
- *5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- *6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれていません。

資金運用

■自己査定債務者区分とリスク管理債権及び金融再生法開示債権の関係について

1. リスク管理債権は、貸出金のみを開示対象としています。
2. 金融再生法基準開示債権は、貸出金に加え貸付有価証券、外国為替、未収利息、貸出金に関連する仮払金、債務保証見返など、総与信を開示対象としています。
3. 自己査定債務者区分とリスク管理債権及び金融再生法基準開示債権の関係は、以下のとおりとなっています。



4. 以上の開示債権の中には、貸出条件緩和債権のように一概には不良債権といえない債権や、担保処分などで回収が見込める債権も含まれています。したがって、開示債権の全額が回収不能となるわけではありません。また、当組合では自己査定債務者区分が破綻先・実質破綻先の債権はもちろんのこと、破綻懸念先債権についても、担保等により保全されていない債権額に対して 100%の貸倒引当金を計上するなど、不良債権に対する措置は万全を期しています。

経営管理体制

法令等遵守体制

当組合は、医療業界における金融取引を担うという極めて公共性の高い立場で業務を行っています。このため、法令等遵守態勢の構築は経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

当組合では、コンプライアンス室が本部統括部署となり「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、各部署に「コンプライアンス管理者」を配置し全職員のコンプライアンス・マインドの向上に努めています。

リスク管理体制

当組合では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「リスク管理室」を設置し、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適切なコントロールを行うとともに、収益力の強化を図り、健全性の維持と収益力の向上の双方にバランスのとれた経営を目指しています。

具体的な各種リスク管理に関しては、本誌25ページ「信用リスクについて」以降の各項目をご参照ください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けていますので、お気軽にお申し出ください。（*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。）

1. 苦情等については、お取引先店舗または次の担当部署へお申し出ください。

受付窓口 住所	神奈川県医師信用組合 本部コンプライアンス室 〒231-0063 神奈川県横浜市中区花咲町2-69-4
電話番号 FAX	045-231-5000（※担当部署へお繋ぎいたします。） 045-232-5786
受付時間	9:00～17:00（土・日曜日、祝日及び金融機関の休業日は除く）

2. 苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合本部コンプライアンス室へご相談ください）。

① しんくみ相談所

しんくみ相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

受付窓口住所	しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会） 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 全国信用組合会館内
電話番号	03-3567-2456
受付日	月曜日～金曜日 （祝日及び協会の休業日を除く）
受付時間	9:00 ～ 17:00

② 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

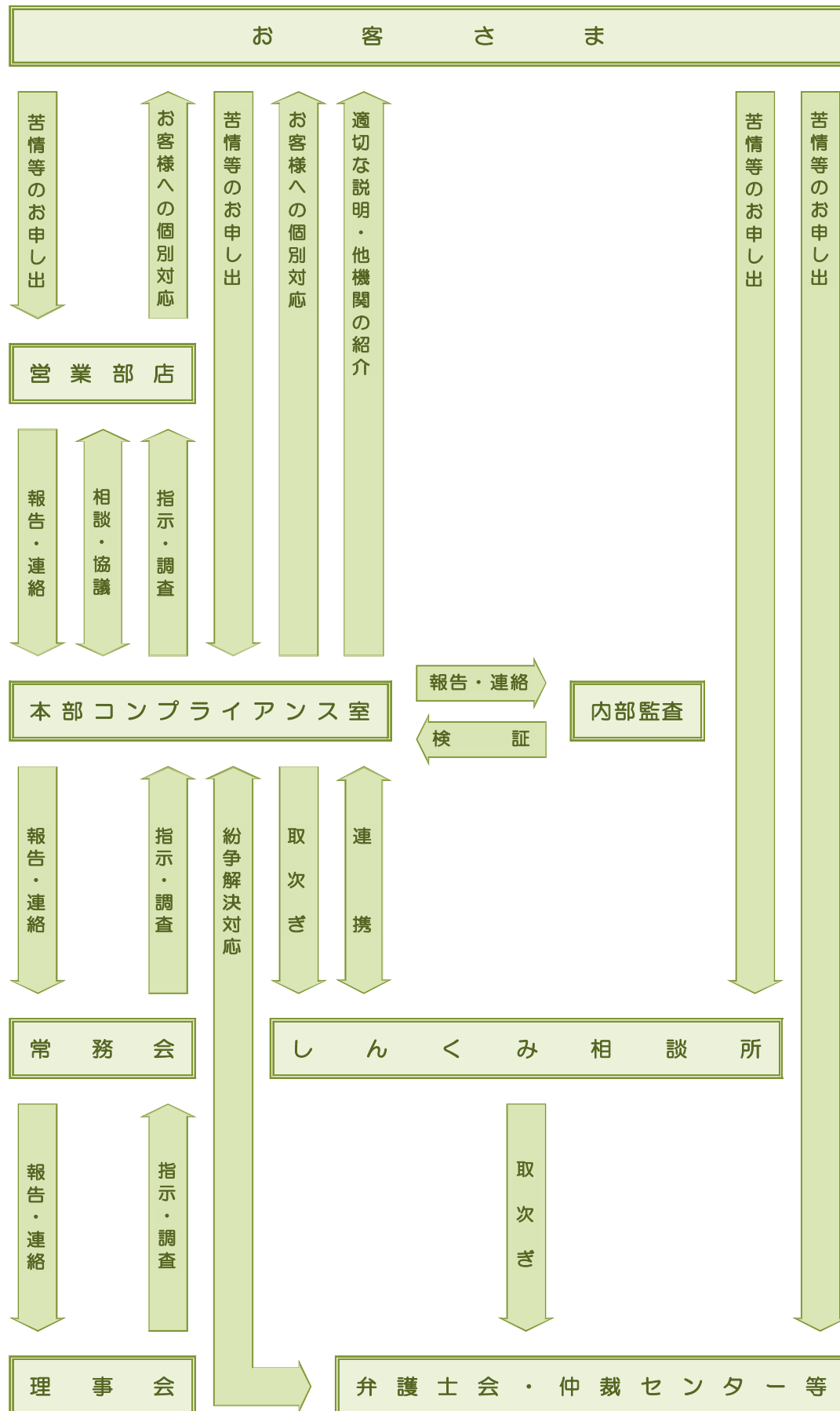
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合本部コンプライアンス室またはしんくみ相談所へお申し出ください。
また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称住所	東京弁護士会紛争解決センター 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	第一東京弁護士会仲裁センター 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	第二東京弁護士会仲裁センター 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）
受付時間	9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 15:00	10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00	9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00

3. 当組合の苦情等の対応

- お客様からの苦情等については、営業店または本部コンプライアンス室で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況及び処理指示については、本部コンプライアンス室が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ、警察等関係機関との連携をとったうえ、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握したうえ、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

(10) 当組合の受付・対応体制（平成26年 3月31日現在）



経営の健全性

自己資本の構成（単体自己資本比率）

（単位：百万円）

項 目	平成24年度
出資金	201
利益準備金	201
特別積立金	7,650
次期繰越金	50
その他有価証券の評価差損（△）	—
基本的項目計（Tier 1）（A）	8,102
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	81
一般貸倒引当金	9
補完的項目計（Tier 2）（B）	90
自己資本総額（A+B）（C）	8,193
控除項目計（D）	—
自己資本額（C-D）（E）	8,193
資産（オン・バランス）項目	44,532
オフ・バランス取引項目	23
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,803
リスク・アセット等計（F）	46,360
Tier 1比率（A/F）	17.47 %
自己資本比率（E/F）	17.67 %

（注）1. 「協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第14条の 2 の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しています。

2. 「その他有価証券の評価差損」は該当ありません。

（単位：百万円）

項 目	平成25年度	経過措置による 不 算 入 額
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	8,393	
うち、出資金及び資本剰余金の額	201	
うち、利益剰余金の額	8,203	
うち、外部流出予定額（△）	12	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	81	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	8,480	
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—

経営の健全性

項 目	平成25年度	
		経過措置による 不 算 入 額
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）	—	
自己資本		
自己資本の額 （（イ）－（ロ））（ハ）	8,480	
リスク・アセット等 （三）		
信用リスク・アセットの額の合計額	45,932	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△8,416	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	1	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△8,598	
うち、上記以外に該当するものの額	180	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,843	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 （二）	47,776	
自己資本比率		
自己資本比率 （（ハ）／（二））	17.75	%

* 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第 6条第 1項において準用する銀行法第14条の 2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」が平成25年 3月 8日に改正され、平成26年 3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

■自己資本比率について

自己資本比率とは、総資産に対する自己資本の割合を示すもので、金融機関の安全性や健全性を評価するうえでの重要な指標です。

自己資本比率の水準は、当組合のように国内のみで営業を行う金融機関の場合（国内基準）は 4％以上、海外にも営業拠点を有する金融機関の場合（国際統一基準）は 8％以上を維持することが求められています。

【自己資本比率の算出方法】

従来の自己資本比率は、分母を信用リスク、オペレーショナルリスク等の合計額（リスク・アセット）、分子を出資金や内部留保等で構成する質の高い自己資本としての基本的項目（Tier1）とそれ以外の補完的項目（Tier2）の合計額として算出しましたが、新国内基準では、事業を継続する中で、損失を吸収できる質の高い資本のみで構成される資本（コア資本）」を分子として算出します。

新基準で算出した当組合の平成26年 3月末現在の自己資本比率は 17.75％となり、国内基準の 4％を十分に上回る高い安全性・健全性を維持しています。

従来（平成19年 3月期～）

$$\frac{\text{総自己資本 (Tier1+Tier2)}}{\text{信用リスク、(マーケット・リスク) オペレーショナル・リスクのリスク・アセット合計}} \geq 4\%$$



新国内基準（平成26年 3月期～）

$$\frac{\text{コア資本}}{\text{信用リスク、(マーケット・リスク) オペレーショナル・リスクのリスク・アセット合計}} \geq 4\%$$

経営の健全性

自己資本の充実の状況（信用リスク・アセット、所要自己資本額）

（単位：百万円）

項 目	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計 (A)	44,556	1,782	45,932	1,837
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	44,556	1,782	54,348	2,174
（ア）ソブリン向け	51	2	51	2
（イ）金融機関向け	20,232	809	11,899	475
（ウ）法人等向け	5,084	203	7,125	285
（エ）中小企業等・個人向け	5,008	200	5,402	216
（オ）不動産取得等事業向け	119	4	109	4
（カ）三月以上延滞等	7	0	6	0
（キ）出資等	/	/	2	0
出資等のエクスポージャー			2	0
（ク）他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			14,330	573
（ケ）信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			196	7
（コ）その他			15,225	609
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	/	/	182	7
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△8,598	△343
⑤ CVAリスク相当額を8％で除して得た額			—	—
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー			—	—
オペレーショナル・リスク (B)	1,803	72	1,843	73
単体総所要自己資本額 (A + B) (C)	46,360	1,854	47,776	1,911

*1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4％

*2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

*3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

*4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。

*5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク＝粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15％÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8％

*6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

経営の健全性

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		三 月 以 上 延滞エクスポージャー		その他	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国 内	117,635	119,062	26,866	31,480	27,300	30,275	425	423	63,043	56,883
国 外	2,524	2,041	—	—	2,524	2,041	—	—	—	—
地域別合計	120,159	121,103	26,866	31,480	29,824	32,316	425	423	63,043	56,883
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	95	70	95	70	—	—	—	—	—	—
金融、保険業	72,389	65,429	—	—	10,780	9,285	—	—	61,609	56,144
医療、福祉	27,196	31,833	26,771	31,409	—	—	425	423	—	—
国・地方公共団体等	19,079	23,056	—	—	19,044	23,030	—	—	34	26
その他	1,399	713	—	—	—	—	—	—	1,399	713
業種別合計	120,159	121,103	26,866	31,480	29,824	32,316	425	423	63,043	56,883
1年以下	40,178	45,370	394	1,561	—	4,158	—	—	39,784	39,650
1年超5年以下	26,152	22,989	4,643	4,716	3,819	7,331	4	2	17,685	10,939
5年超10年以下	31,185	30,222	8,077	9,272	22,978	20,826	123	123	5	—
10年超	16,695	15,861	13,660	15,854	3,026	—	—	—	8	7
期間の定めのないもの	5,947	6,659	90	75	—	—	297	298	5,560	6,285
残存期間別合計	120,159	121,103	26,866	31,480	29,824	32,316	425	423	63,043	56,883
期中平均残高総額	119,403	121,705	26,047	29,122	25,740	31,695	129	424	67,485	60,462

*1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

*2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

*3. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

経営の健全性

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	447	445	—	—	—	—	2	17	445	427	—	—
合 計	447	445	—	—	—	—	2	17	445	427	—	—

*1. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェ イト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	20,990	—	24,877
10 %	—	591	—	582
20 %	5,915	59,031	6,973	52,526
50 %	—	425	—	423
75 %	—	6,677	—	7,219
100 %	7,245	19,280	5,734	22,767
150 %	—	—	—	—
250 %	—	—	—	—
1250 %	—	—	—	—
合 計	13,161	106,998	12,707	108,396

*1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

*2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,211	2,027	—	—
① ソブリン向け		—	—	—	—
② 法人等向け		599	457	—	—
③ 中小企業等・個人向け		789	908	—	—
④ 三月以上延滞等		0	0	—	—
⑤ その他		823	661	—	—

*1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

*2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

出資等エクスポージャー

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	198	—	198	—
全国信用協同組合連合会	196	—	196	—
株式会社 商工組合中央金庫	1	—	1	—
信組情報サービス 株式会社	0	—	0	—
信組総合サービス 株式会社	0	—	0	—
合 計	198	—	198	—

*上記「出資等エクスポージャー」は、運用目的で保有しているものではなく、時価はありません。

経営の健全性

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

当組合の銀行勘定における金利リスクの計測手法は、本誌25ページの「銀行勘定における金利リスクについて」に掲載しています。この手法により、期末日の貸借対照表の数値に、保有期間 1年、5年の観測期間で計測される「1%タイル値」と「99%タイル値」によるストレス・テストを与えた場合の金利リスク量を算出しますと下表のとおりとなります。

■ 銀行勘定の金利リスク量について

(単位:百万円)

ストレス・テストの内容	経済価値の増減額	
	平成24年度	平成25年度
99%タイル値でストレス・テストを与えた場合	△241	△333
1%タイル値でストレス・テストを与えた場合	774	915

最低所要自己資本額及び配賦可能自己資本額

当組合は、下表1. のとおり自己資本が 8,480百万円と厚く、金利リスクについては、現状において問題ないものと判断しています。

下表2. は、当期末現在のリスク・アセットを基準に最低所要自己資本比率を、国内基準の 4%及び国際統一基準の 8%に設定した場合の最低所要自己資本額を表したもので、下表3. は、下表2. で算出した数値に対する配賦可能自己資本額を表したものです。これらを比較しても、当組合の自己資本は、現状において十分な水準であることがわかりいただけると思います。

1. 自己資本額（当期末現在）

(単位:百万円)

自己資本の額		
(イ) - (ロ)	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	コア資本に係る調整項目の額 (ロ)
8,480	8,480	—

*「コア資本に係る基礎項目の額」及び「コア資本に係る調整項目の額」の内容については、本誌19ページ及び20ページ「自己資本の構成」（単体自己資本比率）平成25年度をご参照ください。

2. 最低所要自己資本額（当期末現在）

(単位:百万円)

リスク・アセット計 (A)	最低所要自己資本比率 (B)	最低所要自己資本額 (A×B)
47,776	4%確保の場合	1,911
	8%確保の場合	3,822

3. 配賦可能自己資本額（当期末現在）

(単位:百万円)

自己資本額 (A)	最低所要自己資本比率 (B)	最低所要自己資本額 (C)	配賦可能自己資本額		法定実効税率
			(A - C)	(A - C) (税引前)	
8,480	4%確保の場合	1,911	6,569	9,276	29.18 %
	8%確保の場合	3,822	4,658	6,577	

自己資本調達手段について

当組合の自己資本は、組合員の皆様からの出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(単位:百万円)

発行主体	神奈川県医師信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	201

自己資本の充実度に関する評価方法について

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて、そこから得られる利益により、資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

信用リスクについて

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを最重要リスクの一つであるとの認識のもと、「安全性、公共性、流動性、成長性、収益性」の5原則に則った厳格な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的、かつ、基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理としては、自己査定による債務者区分別、さらには、与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、営業店における事前審査、本部における直前審査を経た後、役員で組織する貸付審査委員会において本審査を行うなど、二重三重のチェック機能を持たせた体制としています。

また、貸付審査委員会において議論された内容は議事録に記録し、この議事録に基づき、リスク管理室の役職者が与信運営に係る妥当性の検証を実施するなど、適切な与信運営を行う管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、当組合の「償却・引当基準」に基づき、每期行う自己査定における債務者区分ごとに算定しています。

自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権については、貸倒実績率により算定した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権ならびに破綻先債権については、回収可能見込額控除後の債権額に相当する額を、それぞれ個別貸倒引当金として計上しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な処理に努めています。

信用リスク削減手法について

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、当組合の預金・積金、有価証券や不動産等があります。

また、保証については、人的保証、信用保証協会や民間保証等がありますが、その手続については「事務取扱要領」及び「資産自己査定基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

なお、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等を行うことがあります。当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めています。

オペレーショナル・リスクについて

オペレーショナル・リスクは、業務運営上可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「事務リスク管理方針」及び「システムリスク管理方針」等を踏まえ、組織体制、管理

の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については本部・営業店が一体となり、事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには、牽制機能として事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。

その他のリスクについては、各部店の苦情相談責任者による適切な処理、説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めています。

また、パーゼルⅢにおけるオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当面「基礎的手法」による計測を採用していく方針です。

なお、各種リスクについては、必要に応じて理事会、常務理事会に報告する体制を整備しています。

出資その他これに類するエクスポージャーについて

当期の決算において、当組合の銀行勘定における出資等株式エクスポージャーにあたるものは、全国信用協同組合連合会 19,630万円、株式会社商工組合中央金庫 190万円、信組総合サービス株式会社1万円、信組情報サービス株式会社20万円、以上合計で19,841万円となっています。

いずれも当組合の業務上必要なものであり、全国信用協同組合連合会出資金はその他資産勘定、その他の株式は有価証券勘定に計上しています。

当該取引に係る会計処理については「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行うとともに、監査法人の監査も適正に受けています。

銀行勘定における金利リスクについて

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、双方とも定期的な評価・計測を行っています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度を計測し、資産運用プロジェクト会議（ALM会議）において協議のうえ、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

当組合における金利リスクを算定するうえでの前提は、以下の定義に基づいています。

計測手法	預貸金、有価証券ともに金利ラダー方式
コア預金	対 象：流動性預金全般 算定方式：①過去 5年の最低残高 ②過去 5年の最大年間流出量を 現残高から差し引いた額 ③現残高の50%相当額 以上三つのうち最小の額を上限 満期： 5年以内（平均 2.5年）
金利ショック幅	99%タイル値または 1%タイル値
計測の頻度	四半期毎

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	24年度末	25年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社 商工組合中央金庫	—	—
株式会社 日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	155	139
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
合 計	155	139

手数料一覧

(平成26年3月31日現在)

種 類			組 合 員	一 般
振込	電信扱い	3万円未満	630 円	630 円
		3万円以上		840 円
	インターネット・バンキング	3万円未満	315 円	315 円
		3万円以上	420 円	420 円

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		平成24年度		平成25年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
振込	他金融機関向け	109,489	80,965	126,660	91,438
	他金融機関から	90,292	97,260	82,637	99,861
代金	他金融機関向け	24	5	24	5
取立	他金融機関から	—	—	—	—

種 類	数量等	手数料
小切手帳、約束手形発行	1 冊	420 円
自己宛小切手発行	1 通	315 円
キャッシュ・カード再発行	1 通	525 円
残高証明書等発行	1 通	210 円
取引履歴明細（通年）等発行	1 通	210 円
融資金一部繰上償還	1 回	1,050 円
担保不動産調査	1 案件	3,150 円
代金取立	1 件	630 円
硬貨両替（1円～500円、1本50枚）	1 本	30 円

* 上記の手数料には消費税を含んでいます。

店舗一覧（自動機設置状況）

店舗名	所在地・連絡先等				店舗内ATM
本 店	〒231-0063	横浜市中区花咲町2-69-4	(TEL) 045-231-5000	(FAX) 045-231-6330	1 台
川崎支店	〒210-0006	川崎市川崎区砂子1-5-3	(TEL) 044-211-1414	(FAX) 044-233-6863	—
相模原支店	〒252-0239	相模原市中央区中央1-9-13	(TEL) 042-757-0800	(FAX) 042-752-5337	—
平塚支店	〒254-0046	平塚市立野町3-5-13	(TEL) 0463-34-1142	(FAX) 0463-34-1945	—

営業地区一覧

店舗名	営業地区
本 店	横浜市、横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡、鎌倉市、藤沢市
川崎支店	川崎市
相模原支店	相模原市、厚木市、愛甲郡、綾瀬市、大和市、座間市、海老名市
平塚支店	平塚市、茅ヶ崎市、中郡、秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、高座郡

■ 地域密着型金融推進計画とは

地域密着型金融（リレーションシップ・バンキング）については、必ずしも統一的な定義は存在しませんが、金融機関がお客様との間で親密な関係を長く維持することにより、お客様に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスを行うことで展開するビジネスモデルを指すのが一般的です。

神奈川県医師信用組合は、従来から培ってきたお客様との「フェイス・トゥー・フェイス」の関係を基本に、より充実した金融サービスのご提供や利便性の向上を目指し、医療業界の発展を金融面で支える担い手として、恒久的に地域密着型金融を推進していきます。

■ 地域密着型金融に関する神奈川県医師信用組合の基本的な考え方

【基本方針】

組合員に対する積極的な金融サービスを通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療や介護福祉事業の発展に寄与し、地域住民が安心して暮らせる環境づくりに貢献する。

【具体的取組み】

1. ライフサイクルに応じた取引先等の支援強化に係る基本的考え方

- ① 医療業界のニーズ、当組合の規模・特性を鑑みると、ライフサイクルに応じた支援に係る取組みは、「創業・新事業支援」、「事業承継」が主要項目となる。これらの取組みを推進するために、新規開業ローン及び無担保融資を積極的に活用する。
- ② 取引先等の顧問税理士事務所や顧問コンサルタントなど、外部専門家等との連携を強化し、取引先等のライフサイクルに応じた各段階でのきめ細かい支援に取り組む。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ医療機関等に適した資金供給手法の徹底に係る基本的考え方

- ① 医療業界を取り巻く環境は厳しさを増しているものの、総体的な体力は比較的高いレベルで安定しており、信用リスクは低い。このような当組合の経営環境を踏まえ、融資にあたっては不動産担保や個人保証（第三者保証）に過度に依存せず、事業価値の適正な見極めにより判断し、金融仲介機能の向上につなげていく。
- ② 取引先等の事業価値を見極め、適正な融資を行うためには「目利き機能」の向上が必要である。「目利き機能」の向上を図るために、研修プログラムの整備・強化に取り組み、人材を育成する。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献に係る基本的考え方

基本方針に示すとおり、組合員に対する積極的な金融サービスを通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療や介護福祉事業の発展に寄与し、地域住民が安心して暮らせる環境づくりの一翼を担っていくことが、業域信用組合としての役割であり、当組合が目指す地域貢献である。

【決算期における情報開示】

金融庁が示す「中小・地域金融機関の総合的な監督指針」では、各金融機関に対し、地域密着型金融の取組みに係る主要計数等について、決算期における開示を要請している。当組合では、「ライフサイクルに応じた支援強化」、「医療機関等に適した資金供給手法の徹底」の二つの分野に整理し、その内容として、「創業・新事業融資実績」及び「無担保融資の取組み実績」の情報を開示する。

■ 地域密着型金融推進計画の進捗状況

項 目	内 容	進捗状況									
ライフサイクルに応じた支援強化	創業・新事業支援融資実績	創業・新事業支援融資実績 (単位: 先、百万円) <table> <tr> <th>項 目</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th></tr> <tr> <td>先 数</td><td>35</td><td>58</td></tr> <tr> <td>金 額</td><td>1,123</td><td>2,797</td></tr> </table>	項 目	平成24年度	平成25年度	先 数	35	58	金 額	1,123	2,797
項 目	平成24年度	平成25年度									
先 数	35	58									
金 額	1,123	2,797									
医療機関に適した資金供給手法の徹底	個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資への取組み件数	無担保融資の取組み実績 (単位: 先、百万円) <table> <tr> <th>項 目</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th></tr> <tr> <td>先 数</td><td>164</td><td>255</td></tr> <tr> <td>金 額</td><td>1,530</td><td>4,968</td></tr> </table>	項 目	平成24年度	平成25年度	先 数	164	255	金 額	1,530	4,968
項 目	平成24年度	平成25年度									
先 数	164	255									
金 額	1,530	4,968									

地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

業域サービスの充実

■ 情報提供活動

当組合では、店頭及び定期発行される神奈川県内医師会誌に、営業案内を掲載している他、ホームページで情報を発信しております。（URL <http://www.ishishin.co.jp>）

■ 苦情相談窓口

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるようお取引に係るご苦情等を受付けておりますのでお気軽にご利用ください。（電話番号 045-231-5000）

文化的・社会的貢献に関する活動充実

■ 社会的貢献の活動

当組合では、神奈川県医師会、神奈川県病院協会、かながわ健康財団、神奈川新聞社の主催、神奈川県と日本医師会が後援する「メディカルセミナー神奈川」に協賛して、神奈川県民の健康を推進しております。

（平成26年 2月）

神奈川県内医師会及び関係団体野球大会への参加

（平成25年 6月・8月・9月）

融資を通じた地域貢献 平成25年度取扱い実績

■ 貸出金の先数と残高

（単位：先、百万円）

区 分	先 数	残 高
個 人	771	22,011
法 人	285	9,856
合 計	1,056	31,867

■ 主要な融資商品の実績

（単位：件、百万円）

商 品	件 数	金 額
一般融資	設備資金	126
	運転資金	93
新規開業ローン	113	2,797
医療機器導入サポートローン	50	341
スーパーボーナス	86	857
ドクターオートローン	68	344
ドクター教育ローン	47	297
医師会館等施設建替ローン	3	1,120

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善等の取組み実績

（単位：先、％）

期初債務者数（A）	うち経営改善支援取組み先（B）			
		Bのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	Bのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	Bのうち経営改善計画を策定した先数
		①	②	③
1,028	8	0	8	8

（単位：％）

経営改善支援取組み率 （B／A）	ランクアップ率 （①／B）	経営改善計画策定率 （③／B）
0.77	0.00	100.00

* 1. 期初債務者数は平成25年 4月当初の債務者数です。

* 2. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでいません。

* 3. Bのうち期末に債務者区分がランクアップした先数①は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はBには 含みますが①には含んでいません。

* 4. Bのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数②は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

* 5. Bのうち経営改善計画を策定した先数③は、Bのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、R C Cの支援決定先、当組合独自の経営改善計画策定先の合計先数です。

* 6. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

金融円滑化

金融円滑化法について

平成21年12月4日に、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（金融円滑化法）が施行されました。法律の概要は以下のとおりです。**この法律は平成25年3月で終了しましたが、当組合は、この法律の終了後も、当組合で定めた「金融円滑化管理方針」に則り、従来と同様な対応を継続しお客様の経営支援に努めてまいります。**

■ 法律の概要

1. 金融機関の努力義務 ⇨ ・金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努める。
・金融機関は、申込み又は求めがあった場合には、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置等をとるよう努める。
2. 金融機関自らの取組み ⇨ ・金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるよう、必要な体制の整備を義務付ける。（詳細は、省令、検査マニュアル、監督指針において規定。）
・金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示するよう義務付ける。（虚偽開示に関しては、罰則を付すこととする。）
3. 行政上の対応 ⇨ ・金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するよう義務付ける。（虚偽開示に関しては、罰則を付すこととする。）
・行政庁は、これを取りまとめて公表する。
4. 更なる支援措置 ⇨ ・政府は、中小企業者に対する信用保証制度の充実等、必要な措置を講じるものとする。

金融円滑化管理方針の概要

当組合は、神奈川県内の医師とその関係者のため、相互扶助の精神に基づく金融円滑化を通じて経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図り、地域医療の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでいます。

その取組みに際しては、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び当組合の経営理念・経営方針に則った「金融円滑化管理方針」を定め、以下の管理態勢で全役職員が対応しています。

1. 理事、理事会の役割・責任

- ① 態勢の整備・確立
- ② 方針及び規定の策定等

2. 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 進捗管理等の全般の統括等

3. 金融円滑化管理統括部署（コンプライアンス室）の役割・責任

- ① 情報の集約及び問題点の把握・検証
- ② 進捗状況等の統括管理
- ③ 申込み・相談・苦情への速やかな対応等

4. 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 進捗状況等の管理
- ② 関係部室店との連携
- ③ 研修計画の策定・実施等

5. 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

- ① 内容の記録・報告等

6. 開示及び当局への報告

7. 金融円滑化管理の実施

- ① 他の金融機関等との緊密な連携
- ② 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援
- ③ 申込み・相談の対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明等

貸付けの条件の変更等の申込みに対する方針

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付けの条件の変更等申込み・相談に対する対応について

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付けの条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

III. 貸付けの条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

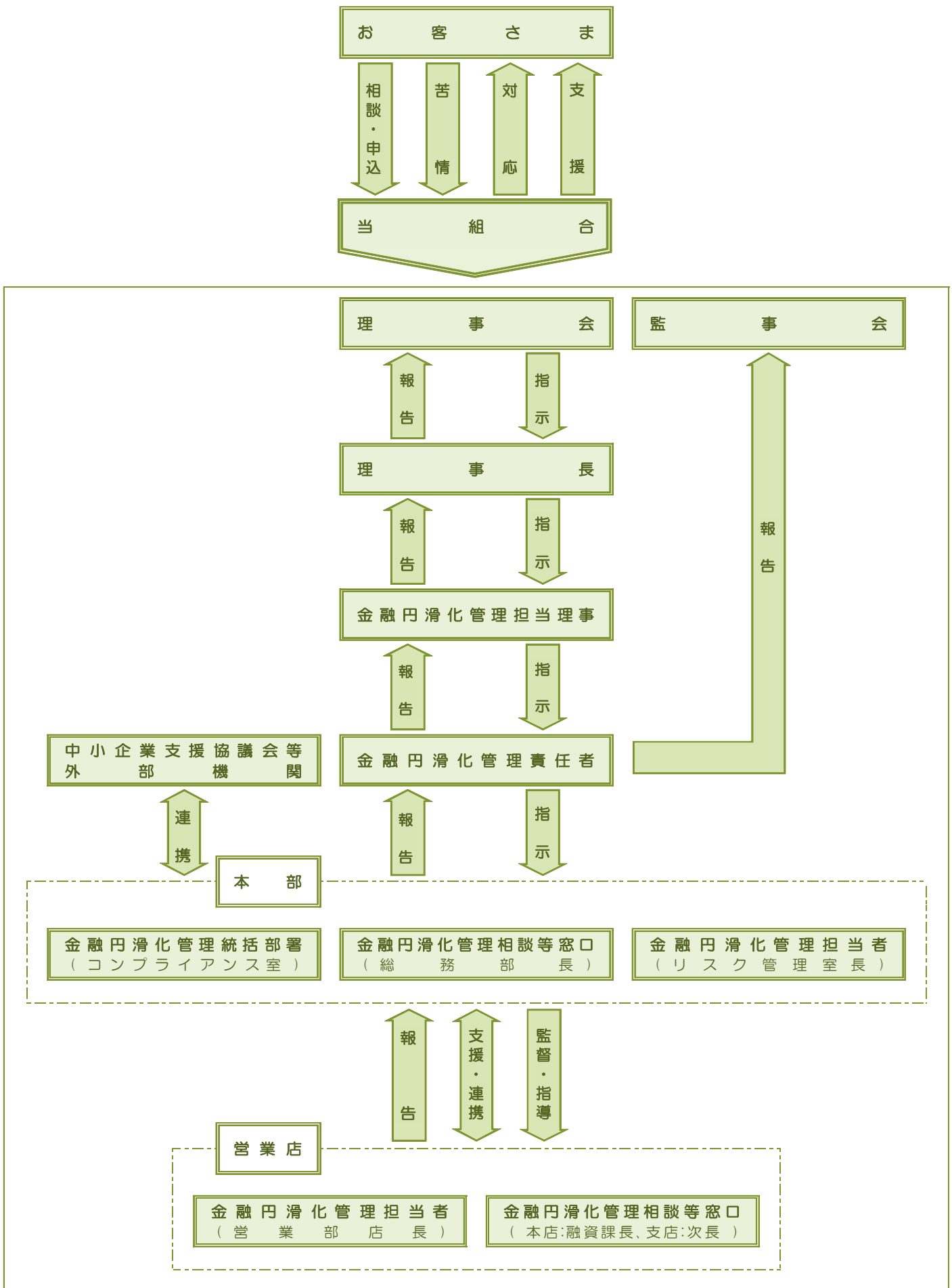
IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

V. お客様への説明態勢の充実について

VI. 貸付けの条件の変更等の実施状況の公表について

金融円滑化

金融円滑化管理に係る体制



貸付条件の変更等の申込みに対する方針

Ⅰ. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者（*）のお客様が、業績不振による倒産・廃業や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

*ここでの「中小企業者」とは、医業を主たる事業とする個人及び法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のお客様をいいます。

Ⅱ. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇・転職・退職による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

Ⅲ. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ迅速な検討・回答に努めるため、コンプライアンス室に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等します。
- (2) コンプライアンス室において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) コンプライアンス室において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

Ⅳ. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

Ⅴ. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

Ⅵ. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を、半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

貸付け条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

■ 体制整備

当組合は、医療に伴う事業資金をご利用の法人及び個人のお客様から、貸付けの条件の変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し貸付けの条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しています。また、その対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備しています。

Ⅰ. 相談・申込み受付体制の整備

- (1) 当組合は、以下のお客様からの相談・申込みに対応するため、本部、各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置しています。
 - ① 業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった医療従事者のお客様。
 - ② 勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった住宅資金借入者のお客様。
- (2) お客様の利便性向上のため、相談受付については、店頭窓口のほか電話、電子メールによる受付を行っています。

金融円滑化

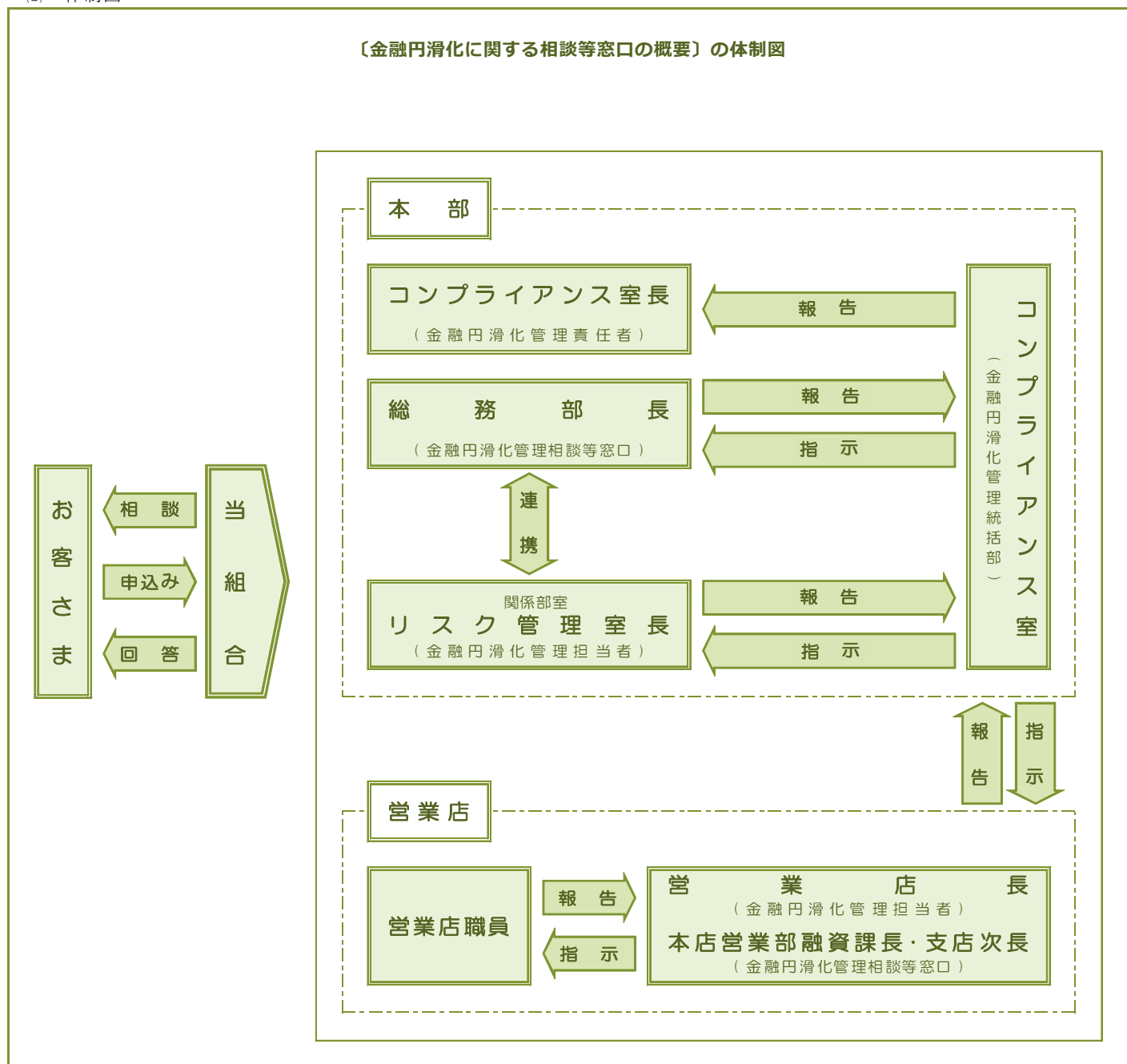
〔金融円滑化に関する相談等窓口の概要〕

区 分	責任者・担当者	役 割
本 部	コンプライアンス室長 (金融円滑化管理責任者)	・相談・申込(「融資相談シート」)記載事項の点検 ・金融円滑化管理担当理事への報告
	リスク管理室長 (金融円滑化管理担当者)	・相談・申込(「融資相談シート」)記載事項の点検 ・金融円滑化管理統括部署(コンプライアンス室)への報告
	総務部長 (金融円滑化管理相談等窓口)	・相談・申込みの対応(内容の記録) ・金融円滑化管理統括部署(コンプライアンス室)への報告
各営業店	部店長 (金融円滑化管理担当者)	・相談・申込(「融資相談シート」)記載事項の点検 ・金融円滑化管理統括部署(コンプライアンス室)への報告
	各部店次課長(*) (金融円滑化管理相談等窓口)	・相談・申込みの対応(内容の記録) ・営業店長への報告
	営業店職員	・相談・申込み案件の情報収集

* 本店営業部：融資課長、支店：次長

(3) 体制図

〔金融円滑化に関する相談等窓口の概要〕の体制図



II. 貸付けの条件の変更等に係る案件管理体制の整備

貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握・管理するため、本部関係部室及び各営業店に金融円滑化管理の担当理事、責任者及び担当者を配置しています。

区 分	担当理事・責任者・担当者	役 割
本 部	金融円滑化管理担当理事	・金融円滑化管理態勢の整備・確立
	コンプライアンス室長 (金融円滑化管理責任者)	・金融円滑化の進捗管理等の全般の統括 ・理事会等への報告
	コンプライアンス室 (金融円滑化管理統括部署)	・金融円滑化に係る情報の集約及び問題点の把握・検証 ・進捗状況等の統括管理 ・関係部室・各営業店の金融円滑化管理担当者との連携及び同担当者等への支援 ・案件の審査 ・法令等に基づく開示・説明書類の作成及び管理 ・再発防止の検討・策定
	リスク管理室長 (金融円滑化管理担当者)	・所管業務における金融円滑化の進捗状況等の管理 ・関係部室店との連携 ・他金融機関等との連携
各営業店	部店長 (金融円滑化管理担当者)	・自店における金融円滑化の進捗状況等の管理 ・関係部室・各営業店との連携 ・他金融機関等との連携 ・経営再建計画の策定支援のサポート

1. 相談・申込みに対する管理

- 本部及び各営業店の担当者は、お客様からお伺いした相談及び希望される貸付けの条件の変更等の内容、申込みに至る経緯、他金融機関を含めた借入状況等を記録しています。
また、金融円滑化管理担当者及び金融円滑化管理統括部署は、その記録の内容に不備がないか確認しています。
- 本部及び各営業店の金融円滑化管理担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し、迅速な検討・回答を行うため、コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）に、貸付けの条件の変更等に係る情報を報告しています。
- コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに対する対応・進捗状況等を一元的に把握・管理しております。
また、関係各部室において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに係る情報を共有化しています。
- 本部及び各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し誠実に対応するため、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、図面や例示等を用いて適切かつ丁寧に説明しています。
- 受付けた申込みの進捗状況が著しく長期化している等による問題の発生又は発生する恐れがある場合には、金融円滑化管理担当者が直ちに調査を行い、原因を確認しています。
また、コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）は、再発防止策等を検討・策定し、本部及び各営業店の金融円滑化管理担当者を通じて対応・改善の監督・指導を行っています。
- 本部及び各営業店の担当者は、事業性資金をご利用のお客様が条件変更対応保証制度の利用を希望する場合には、事業の改善又は再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に交付しています。
- 本部及び各営業店の担当者は、中小企業者のお客様に対し、経営再建計画の策定支援及び見直しの相談を行っています。

2. 審査中、取下げ、謝絶、実行に対する管理

- 貸付けの条件の変更等に関する申込み及び審査において、お客様の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付けの条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか金融円滑化管理担当者が確認しています。
- コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）は、貸付けの条件の変更等に関する申込みの審査において、迅速な回答が困難になった場合には、速やかに金融円滑化管理担当者に報告し、その理由をお客様に説明しています。
- お客様が貸付けの条件の変更等の申込みを取下げる場合には、その意思を確認させていただき「取下げ依頼書」を提出していただいております。
また、「取下げ依頼書」は、金融円滑化管理担当者が確認の上、金融円滑化管理統括部署に報告しています。
- 貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係やお客様の知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由をできる限り速やかに、かつ丁寧に説明しています。
また、謝絶に至った理由及びその説明時の状況を可能な限り具体的に記録しています。
- 貸付けの条件の変更等の申込みを実行する場合には、その審査結果をお客様へ伝え、速やかに所定の手続きを行なっています。
- コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）は、貸付けの条件の変更等の申込みに係る審査中、取下げ、謝絶、実行の事項について、それぞれの貸付けの債権額及び件数の集計・管理を行っています。

3. 記録の保存、役員等への報告、研修に対する管理

- 貸出条件の変更等の相談・申込みに係る記録の書類は、コンプライアンス室が適切に管理、保存しています。
- 金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類は、コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）が適正に作成及び管理しています。
- 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部室及び各営業店において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに適切に対応するため、コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）からの対応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、理事会等に報告しています。
ただし、経営に重大な影響を与える恐れがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害される恐れがある場合には、速やかに理事会に報告しています。
- 理事会は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みの対応状況・問題点に関する報告を分析・評価の上、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しています。
- コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）は、貸付けの条件の変更等の申込みに対する適切な対応を監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する研修計画を立案し、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施し周知徹底を行っています。

4. 他金融機関等との連携に対する管理

- 他の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、総務部長が守秘義務に留意し、お客様の同意された範囲内で、個別の申込み案件毎に、当該金融機関等間で相互に貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を適正に行っています。
- 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた他の金融機関から当該申込みを行ったお客様の貸付けの条件の変更等に係る情報について照会を受けた場合には、総務部長が守秘義務に留意し、お客様の同意された範囲内で、個別の申込み案件に係る事項に限り、これに応じています。
- 貸付けの条件の変更等に係る他金融機関との情報の確認内容の記録書類については、お客様とのトラブルを回避するため、コンプライアンス室が適切に管理・保存しています。

苦情相談を適切に行うための体制の概要

■ 苦情相談受付体制の整備

貸付けの条件の変更等に関する苦情相談に対して誠実かつ適切に対応するため、当組合の本部、各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置し、以下のとおり体制を整備しています。

〔金融円滑化に関する相談等窓口の概要〕

区 分	責任者・担当者	役 割
本 部	コンプライアンス室長 (金融円滑化管理責任者)	・相談・申込みに係る「顧客相談・苦情記録簿」記載事項の点検 ・金融円滑化管理担当理事への報告 ・お客様の利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反する恐れがある事案に対する関係部室・各営業店との協議 ・再発防止策等の周知、指導
	総務部長 (金融円滑化管理相談等窓口)	・相談・申込みに係る苦情相談の対応（内容の記録） ・コンプライアンス室長への報告
各営業店	部店長 (金融円滑化管理担当者)	・相談・申込みに係る「顧客相談・苦情記録簿」記載事項の点検 ・金融円滑化管理統括部への報告 ・お客様の利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反する恐れがある事案に対する関係部室・各営業店との協議 ・再発防止策等の周知、指導
	各部店次課長（＊） (金融円滑化管理相談等窓口)	・相談・申込みに係る苦情相談の対応（内容の記録） ・営業店長への報告

＊本店営業部：融資課長、支店：次長

- お客様からの苦情相談をお受けするため、当組合の本部・各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」への連絡先について、ホームページに掲載しています。
- 本部及び各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談を受けた場合には、「顧客相談・苦情記録簿」に苦情相談の内容を記録しています。
- 関係部室長及び各営業店長は、金融円滑化に関する苦情・相談があった場合は、内容を点検し、速やかに、コンプライアンス室長（金融円滑化管理責任者）に報告しています。
- 金融円滑化に関する「顧客相談・苦情記録簿」は、コンプライアンス室において、適切に管理・保存しています。

- (5) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、本部及び各営業店において、誠実かつ適切に苦情相談を解決するため、コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）からの対応状況及び再発防止策等に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、理事会等に報告しています。
ただし、お客様の利益を著しく害する恐れがある場合、又は法令等に違反する恐れがある事案については、コンプライアンス室長（金融円滑化管理責任者）及び顧問弁護士と協議し、速やかに、理事会に報告しています。
- (6) 理事会は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談の対応状況及び再発防止策等に関する報告を分析・評価の上、必要に応じて金融円滑化管理担当理事及び責任者に体制の見直し等を指示し、その対応及び改善状況を継続的に検証しています。
- (7) コンプライアンス室長（金融円滑化管理責任者）、総務部長及びリスク管理室長は、申出があった苦情相談について、関係部室及び各営業店と協力して問題の解決に努めています。
- (8) コンプライアンス室長（金融円滑化管理責任者）は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談に対して、誠実かつ適切な対応及び再発防止について監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する研修計画を立案し、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施し周知徹底を行っています。

債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置（貸付け条件の変更等）をとった後において改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

■体制整備

当組合は、貸付けの条件の変更等を行った医療従事者のお客様に関しては、経営再建計画の進捗状況について、継続的に把握・検証し、当該経営再建計画の見直しに関して支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門家との連携を含む。）の発揮やビジネスマッチングの開催等、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいます。

また、他金融機関、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用するため、以下のとおり体制を整備しています。

区 分	責任者・担当者	役 割
本 部	コンプライアンス室長 （金融円滑化管理責任者）	・ 経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗状況等の全般の統括 ・ 経営相談、経営指導の対応状況の統括 ・ 金融円滑化管理担当理事への報告
	コンプライアンス室 （金融円滑化管理統括部署）	・ 経営再建計画の見直しの策定支援 ・ 関係部室・各営業店との連携 ・ 他金融機関等との連携
	統括本部	・ 経営改善・事業再生支援の取り組み
各営業店	部店長 （金融円滑化管理担当者）	・ 経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗管理経営相談、経営指導の対応 ・ 関係部室・各営業店との連携 ・ コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）への報告
	営業店職員	・ 経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗管理経営相談、経営指導の対応 ・ 営業店長への報告

- (1) コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）及び統括本部と各営業店が連携して、実現性の高い経営再建計画の策定支援とその後のフォローアップを行なっています。
- (2) コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）と各営業店が連携して、中小企業再生支援協議会等や外部コンサルタントを活用し経営改善・事業再生支援の取組みを行なっています。
- (3) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部室及び各営業店において、経営改善・再生支援が適切に行われるため、コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）からの対応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、理事会等に報告しています。
ただし、経営に重大な影響を与える恐れがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害される恐れがある場合には、速やかに理事会に報告し周知徹底を行なっています。
- (4) 理事会は、経営改善・再生支援の対応状況・問題点に関する報告を分析・評価の上、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しています。
- (5) コンプライアンス室（金融円滑化管理統括部署）は、経営改善相談及び再生支援が適切に行われるため、定期的又は必要に応じて随時、研修計画を立案し、直接又は各分野の専門家を通じて、役職員に対し、目利き能力の向上等を図るために研修を実施し周知徹底を行なっています。

金融円滑化

貸付けの条件の変更等の実施状況

【お客様が中小企業者である場合】

(単位:百万円)

内 容	平成25年3月末時点		平成26年3月末時点	
	債権数	金 額	債権数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	47 件	804	53 件	913
うち、実行に係る貸付債権	47 件	804	53 件	913
うち、謝絶に係る貸付債権	— 件	—	— 件	—
うち、審査中の貸付債権	— 件	—	— 件	—
うち、取下げに係る貸付債権	— 件	—	— 件	—
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	— 件	—	— 件	—
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	— 件	—	— 件	—

【お客様が住宅資金借入者である場合】

(単位:百万円)

内 容	平成25年3月末時点		平成26年3月末時点	
	債権数	金 額	債権数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2 件	21	2 件	21
うち、実行に係る貸付債権	2 件	21	2 件	21
うち、謝絶に係る貸付債権	— 件	—	— 件	—
うち、審査中の貸付債権	— 件	—	— 件	—
うち、取下げに係る貸付債権	— 件	—	— 件	—

*1. 以上各表の各月末時点の債権数・金額は、旧法施行日（平成21年12月 4日）からの累計です。また、金額は申込み時点の債権額です。

*2. 金融円滑化に関する取組み及び実施状況（四半期毎）につきましては、当組合のホームページ（<http://www.ishishin.co.jp>）にも掲載していますので参照ください。

主要な事業

主要な事業の内容

主要な業務	内 容
預金業務	当座預金、普通預金（決済用預金となる無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っています。
貸出業務	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しています。
内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っています。
附帯業務	- 業務の代理 ① 全国信用協同組合連合会 ② 独立行政法人 福祉医療機構 ③ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 ④ 株式会社 日本政策金融公庫 ⑤ 株式会社 商工組合中央金庫 - 地方公共団体の公金取扱
その他	- キャッシュカードサービス（デビットカード） - A T M（現金自動預入れ払い機） 本店営業部に1台設置しています。 - インターネットバンキングサービス ご自宅等のパソコンで、残高照会やお振込などのサービスをご利用いただけます。

融資のご案内

(平成26年 4月 1日現在)

商 品	お使いみち	担保	限度額	最長期間	利 率	
一般資金	設備資金全般	有	ご相談	35 年	変動・固定	*1
		無	5,000 万円		変動・固定	*1 *2
	運転資金全般	有	ご相談	7 年	変動・固定	*1
		無	5,000 万円		変動・固定	*1 *2
新規開業ローン	施設用地購入、新築増改築、分院等新設、施設移転、等	有	ご相談	35 年	変動・固定	*1
		無	5,000 万円		変動・固定	*1 *2
	医療機器等購入	有	ご相談	10 年	変動・固定	*1
		無	5,000 万円		変動・固定	*1 *2
	開業費用（運転資金を含む）	有	ご相談	10 年	変動・固定	*1
		無	5,000 万円		変動・固定	*1 *2
医療機器導入サポートローン	医療機器等購入	有	ご相談	10 年	変動・固定	*1
		無	5,000 万円		変動・固定	*1 *2
スーパーボーナス	賞与支払 （3,000万円超は有担保）	有	ご相談	6 ヶ月	固定	0.600 %
		無	3,000 万円		固定	0.600 %
ドクターオートローン	自動車購入、他ローン借換	無	1,000 万円	7 年	固定	*1
医療用自動車購入資金	県協会員向け自動車購入	有	400 万円	3 年固定	固定	1.175 %
ドクター教育ローン	医学部入学（寄付）金支払、在学中の家賃支払、他ローン借換	有	ご相談	20 年	変動・固定	*1
		無	5,000 万円		変動・固定	*1 *2

*1. 利率は、ご返済期間等により異なります。また、優遇金利の適用を受けられる場合があります。詳細につきましては、最寄りの店舗にお問い合わせください。

※2. 既に、当組合で無担保扱いの融資（スーパーボーナス、ドクターオートローンを除く）をご利用いただいており、その額を含めた融資総額が5千万円を超えるお申込みの場合は、不動産担保等のご提供が必要となります。

<<<<<<<<<< 上記商品は一例です。ご融資の詳細については、最寄りの店舗にお問い合わせください >>>>>>>>>>

「新規開業ローン」のご案内

無担保 **5,000** 万円まで

医療施設の開設資金は いししん にお任せください。
いししん「新規開業ローン」でお手伝いさせていただきます。

融資のご案内

詳細は最寄りの店舗にお問い合わせください。

お使いみち		担保	限度額	例示期間のご参考利率			最長期間
施設用地購入 新築増改築 施設移転 テナント内装費用	分院等新設 関係付随費用	有	ご相談	変動	1.225 %	(ご参考例) 期間 15年	35年
				固定	2.150 %		
		無	5,000 万円	変動	1.525 %		
				固定	2.650 %		
医療機器等購入		有	ご相談	変動	1.100 %	(ご参考例) 期間 5年	10年
				固定	1.425 %		
		無	5,000 万円	変動	1.400 %		
				固定	1.925 %		
開業費用 (運転資金を含む)		有	ご相談	変動	1.200 %	(ご参考例) 期間 10年	
				固定	1.775 %		
		無	5,000 万円	変動	1.500 %		
				固定	2.275 %		

* 1. 表示利率は、平成26年4月1日現在のもので、その後変動する場合があります。

* 2. 新規開業ローンの各資金を無担保扱いで併用される場合のご融資限度額は、合計で5,000万円となります。

* 3. ご融資には審査があります、その結果、ご利用いただけない場合もありますので予めご了承ください。

「ドクターオートローン」のご案内

無担保 **1,000** 万円まで

自動車購入資金 は
低利、スピード審査 の
いししん「ドクターオートローン」がおすすめです。

融資のご案内

詳細は最寄りの店舗にお問い合わせください。

お使いみち	担保	限度額	利 率			最長期間
自 動 車 購 入 他 の オ ー ト ロ ー ン 等 の 借 換	無	1,000 万 円	固定	1年	1.255 %	7年
				2年	1.375 %	
				3年	1.375 %	
				4年	1.475 %	
				5年	1.475 %	
				6年	1.645 %	
				7年	1.645 %	
* 1. 表示利率は、平成26年4月1日現在のものです、その後変動する場合があります。						
* 2. ご融資には審査があります、その結果、ご利用いただけない場合もありますので予めご了承ください。						

「ドクター教育ローン」のご案内

無担保 **5,000** 万円まで

お子様の教育資金 は

低利、長期 の

いししん「ドクター教育ローン」がおすすめです。

融資のご案内

詳細は最寄りの店舗にお問い合わせください。

お使いみち	担保	限度額	例示期間のご参考利率			最長期間
医学部入学金・寄付金等支払 医学部授業料等支払 医学部在学中の家賃等支払 他の教育ローン等の借換	有	ご相談	変動	1.225 %	(ご参考例)	20年
			固定	1.625 %	期間 10年	
			変動	1.250 %	(ご参考例)	
			固定	2.000 %	期間 15年	
	無	5,000 万円	変動	1.535 %	(ご参考例)	
			固定	1.935 %	期間 10年	
			変動	1.550 %	(ご参考例)	
			固定	2.300 %	期間 15年	

* 1. 表示利率は、平成26年4月1日現在のもので、その後変動する場合があります。

* 2. ご融資には審査があります、その結果、ご利用いただけない場合もありますので予めご了承ください。

「スーパーボーナス」のご案内

無担保 **3,000万円** **0.600%**

賞与資金のお手当は

神奈川県医師会会員の先生方限定の

いししん「スーパーボーナス」でお手伝いさせていただきます。

融資のご案内

詳細は最寄りの店舗にお問い合わせください。

項 目	内 容
ご 融 資 限 度 額	3,000 万 円
利 率	0.600 %
お 使 い み ち	賞与支払資金
ご 返 済 期 間	6 ヶ 月 以 内
ご 返 済 方 法	元金均等返済または元利均等返済
担 保	なし
保 証 人	個人：配偶者等1名 法人：理事長
* 1. 表示利率は、平成26年4月1日現在のもので、その後変動する場合があります。	
* 2. 担保のご提供が可能であれば、3,000万円を超えるお申込みも受けします。	
* 3. ご融資には審査があります。その結果、ご利用いただけない場合もありますので予めご了承ください。	

事業概況等

ごあいさつ	1
当組合のあゆみ	1
事業の組織	* 1
役員一覧	* 1
総代会について	2
報酬体系について	* 3
事業方針	4
経営環境・事業概況	* 4
トピックス	4
組合員の推移	4

経理・経営内容

貸借対照表	* 5
損益計算書	* 8
剰余金処分計算書	* 8
確認書	9
独立監査人による監査	* 9
粗利益	* 9
経費の内訳	9
役務取引の状況	9
受取利息及び支払利息の増減	* 9
業務純益	9
主要な経営指標の推移	* 10
資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等	* 10
有価証券の時価情報	* 11
その他業務収益の内訳	12
預貸率及び預証率	* 12
総資産利益率	* 12
総資金利鞘等	* 12
職員1人当りの預金及び貸出金残高	12
1店舗当りの預金及び貸出金残高	12

資金調達

預金種目別平均残高	* 13
預金者別預金残高	13
定期預金種類別残高	* 13

資金運用

貸出金種類別平均残高	* 13
貸出金業種別残高	* 13
貸出金金利区分別残高	* 13
貸出金使途別残高	* 13
貸倒引当金の内訳	* 13
貸出金償却	* 13
担保別貸出金残高及び債務保証見返額	* 14
有価証券種類別平均残高	* 14
有価証券種類別残存期間別残高	* 14
商品有価証券の種類別平均残高（取扱なし）	*
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	* 15
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	* 15

経営管理体制

法令等遵守体制	* 16
リスク管理体制	* 16
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	* 16

経営の健全性

自己資本の構成（単体自己資本比率）	* 19
-------------------	------

自己資本の充実の状況（信用リスク・アセット、所要自己資本額）	* 21
信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	* 22
業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	* 23
リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	* 23
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	* 23
出資等エクスポージャー	* 23
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	* 24
最低所要自己資本額及び配賦可能自己資本額	* 24
自己資本調達手段について	* 24
自己資本の充実度に関する評価方法について	* 24
信用リスクについて	* 25
信用リスク削減手法について	* 25
オペレーショナル・リスクについて	* 25
出資その他これに類するエクスポージャーについて	* 25
銀行勘定における金利リスクについて	* 25

その他業務

代理貸付残高の内訳	26
内国為替取扱実績	26
手数料一覧	26
店舗一覧	* 26
営業地区一覧	26

地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域密着型金融推進計画	27
業域サービスの充実	28
文化的・社会的貢献に関する活動充実	28
融資を通じた地域貢献 平成25年度取扱い実績	28

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善等の取組み実績	28
-------------	----

金融円滑化

金融円滑化法について	29
金融円滑化管理方針の概要	29
金融円滑化管理に係る体制	30
金融円滑化管理方針	31
貸付け条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要	31
苦情相談を適切に行うための体制の概要	34
債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置（貸付け条件の変更等）をとった後において改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要	35
貸付けの条件の変更等の実施状況	36

主要な事業

主要な事業の内容	* 37
融資のご案内	37

発行日 平成26年 7月28日
 発行者 神奈川県医師信用組合

神奈川県医師信用組合

URL <http://www.ishishin.co.jp>

本店	〒231-0063 横浜市中区花咲町2-69-4	TEL 045-231-5000	FAX 045-231-6330
川崎支店	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-5-3	TEL 044-211-1414	FAX 044-233-6863
相模原支店	〒252-0239 相模原市中央区中央1-9-13	TEL 042-757-0800	FAX 042-752-5337
平塚支店	〒254-0046 平塚市立野町35-13	TEL 0463-34-1142	FAX 0463-34-1945